

IFRS任意適用企業の四半期開示分析

キャッシュ・フロー計算書の表示が要求されている（IAS 34号8項(d)）のに対し、日本基準では第1四半期および第3四半期においては表示を省略し、有形固定資産およびのれんを除く無形固定資産の減価償却費ならびにのれんの償却額（負ののれんの償却額を含む）の注記を行えば足りるとされている（四半期会計基準5-2項および19項(20-2)）。

このように、日本基準で四半期報告書を開示する場合に比して、IFRSではより多くの財務諸表を表示することが求められている。

注記に関する相違点

IAS 34号が注記開示として要求しているのは前述Ⅱ「作成される財務諸表」で解説したとおり、「精選された説明的注記」であり、その内容は、(A)直近の年次報告期間の末日後のその企業の財政状態の変動および業績を理解するうえで重要な事象および取引（IAS 34号15項および15B項）（図表3）、ならびに(B)その他の開示（IAS 34号16A項）（図表4）の2つである。

このうち(A)に関して、日本基準でも前年度と比較して著しい変動がある

る項目など、財務諸表利用者が四半期財務諸表を理解するうえで重要な事項の注記が求められている（四半期会計基準55項）が、IFRSでは網羅的ではないが、事象および取引のリストとして日本基準よりも多くの項目が記載されている。日本基準では明示的には注記が求められていないがIAS 34号で直近の年次報告期間の末日後の財政状態の変動および業績を理解するうえで重要である場合には注記が求められる項目の例として、図表3の「①棚卸資産の正味実現可能価額までの評価減およびその戻入れ」、「④有形固定資産項

目の取得および処分」、「⑤有形固定資産購入に関するコミットメント」、「⑩関連当事者間取引」、「⑪金融商品の公正価値測定に使用される公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替」、「⑫金融資産の目的または用途の変更による金融資産の分類の変更」などが挙げられる。

次に(B)に関しては、図表4の「⑩金融商品について、IFRS 13号『公正価値測定』の91項から93項(h)、94項から96項、98項および99項、ならびにIFRS 7号『金融商品…開示』の25項、26項および28項から30項で要求されている公正価値に関する注記」

などの開示（IAS 34号16A項(j)）は、日本基準の四半期連結財務諸表では求められていない。また、⑨のうち企業結合の開示は、日本基準の四半期連結財務諸表では取得とされた重要な企業結合について、企業結合の概要、四半期連結損益及び包括利益計算書または四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業等の業績の期間、実施した会計処理の概要程度の開示しか求められていないが（四半期会計基準19項(17)）、IFRSでは期中財務報告書においても年次財務報告書と同様の開示が求められることになる（IAS 34号16A項(i)）。

V 収益の分解はどう開示しているか 四半期報告書のIFRS開示状況

以降、2018年6月30日までの期間を対象として、四半期報告書においてIFRSに基づく四半期連結財務諸表を開示している178社につき、2018年6月30日までの四半期のうち直近の四半期報告書を対象として注記の開示状況を整理す

る。なお、後述「その他の開示」の注記①および③については、IFRS任意適用済みの有価証券報告書を公表している企業158社を対象に分析している。これらは、開示状況の整理において直近の年次財務諸表との比較が必要となる項目である

ためである。

「重要な事象および取引」の注記

前述Ⅲ「期中財務報告書における注記」で解説したIAS 34号で求め